

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 30 年 1 月 23 日 (火) 号外第 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **代表監査委員訓令** 鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令（1）（監査第一課）・・・・・・ 2

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第1号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年1月23日

鳥取県代表監査委員 小 林 敬 典

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程（昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務局長の専決事項) 第2条 次に掲げる事項は、事務局長が専決する。 (1)～(5) 略	(事務局長の専決事項) 第2条 次に掲げる事項は、事務局長が専決する。 (1)～(5) 略 <u>(6) 職員の児童手当の受給資格及びその額の認定 に関すること。</u>

附 則

この訓令は、平成30年1月23日から施行する。